

入札説明書

平成 29 年札幌市告示第 1596 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 平成 29 年 4 月 27 日（木）

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市建設局土木部雪対策室計画課調整係

電話（011）211-2682 F A X（011）218-5141

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

ア 除雪グレーダ G-13 号ほか 13 台車検及び 12 ヶ月点検整備

イ 除雪グレーダ G-8 号ほか 10 台車検及び 12 ヶ月点検整備

ウ 除雪グレーダ G-30 号ほか 9 台車検及び 12 ヶ月点検整備

エ 凍結防止剤散布車 MS-14 号ほか 7 台車検整備

オ 凍結防止剤散布車 MS-15 号ほか 6 台車検整備

カ ロータリ除雪車 R-40 号ほか 7 台車検及び 12 ヶ月点検整備

キ ロータリ除雪車 BR-13 号ほか 12 台車検及び 12 ヶ月点検整備

ク ロータリ除雪車 R-66 号ほか 10 台車検及び 12 ヶ月点検整備

ケ ロータリ除雪車 R-36 号ほか 10 台車検及び 12 ヶ月点検整備

コ ロータリ除雪車 R-48 号ほか 10 台車検及び 12 ヶ月点検整備

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

平成 29 年 5 月 26 日から平成 29 年 9 月 27 日まで

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 % に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する次の事項に該当する者は、競争入札に参加する資格を有さない。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次の各号の一に該当すると認められる者でその事由の発生の日から 3 年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。）

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質管理若しくは数量に関して不正の行為をした者

- (イ) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号の一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 平成29年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務関係）において業種が大分類「一般サービス業」、中分類「車両整備業」に登録されている者であること。
 - (3) 平成29年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務関係）において、登録されている所在地及び整備工場の所在地が市内又は隣接する市町村であること。
 - (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
 - (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
 - (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
 - (7) 調達役務の内容と同様の履行実績を有する者であって、当該役務の提供が十分可能な者であること。
 - (8) 当該役務を実施するにあたり、自社工場が道路運送車両法における認証又は指定工場であること。
 - (9) 自社工場において、当該役務を支障なく実施出来る整備作業場所が十分に確保されていること。
 - (10) 当該車両の各種装置分解整備・調整・設定などの実施にあたりメーカーからの確かな技術指導等の協力が得られること。

5 競争参加資格の審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類を平成29年5月16日（火）までに上記2へ提出しなければならない。また、入札者は開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札説明書の添付書類

- (1) 入札書
- (2) 委任状
- (3) 契約書
- (4) 契約約款
- (5) 標準仕様書
- (6) 公示用設計書および特記仕様書
- (7) 一般競争入札参加資格に関する書類の提出について
- (8) 質問書

7 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

札幌市手稲区曙5条5丁目 札幌市建設局土木部雪対策室車両管理事務所
電話 (011)681-4311 F A X (011)681-4938

(2) 入札説明書の交付方法

上記7(1)の場所にて交付する。また、入札説明書は札幌市建設局ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

掲載先URL:

http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/yuki/jigyosha/syaryou_syaken_tenken2.html

8 入札の日時及び場所

上記3(1)の件名ごとに、次のとおりとする。

ア 除雪グレーダG-13号ほか13台車検及び12ヶ月点検整備
平成29年5月22日(月)14時00分

イ 除雪グレーダG-8号ほか10台車検及び12ヶ月点検整備
平成29年5月22日(月)14時10分

ウ 除雪グレーダG-30号ほか9台車検及び12ヶ月点検整備
平成29年5月22日(月)14時20分

エ 凍結防止剤散布車MS-14号ほか7台車検整備
平成29年5月22日(月)14時30分

オ 凍結防止剤散布車MS-15号ほか6台車検整備
平成29年5月22日(月)14時40分

カ ロータリ除雪車R-40号ほか7台車検及び12ヶ月点検整備
平成29年5月22日(月)14時50分

キ ロータリ除雪車BR-13号ほか12台車検及び12ヶ月点検整備
平成29年5月22日(月)15時00分

ク ロータリ除雪車R-66号ほか10台車検及び12ヶ月点検整備
平成29年5月22日(月)15時10分

ケ ロータリ除雪車R-36号ほか10台車検及び12ヶ月点検整備
平成29年5月22日(月)15時20分

コ ロータリ除雪車R-48号ほか10台車検及び12ヶ月点検整備
平成29年5月22日(月)15時30分

場所はいずれも、札幌市手稲区曙5条5丁目 雪対策室車両管理事務所

9 入札書の提出方法

入札箱への投函(送付及び電送による提出は認めない)

10 入札手続等

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、札幌市契約規則第25条

に該当した場合は免除する。

(3) 入札の無効

本告示に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者の入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

(5) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公平に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(9) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(10) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

11 本件の仕様等に対する質問

(1) 質問の提出方法

質問書に質問事項等を記載のうえ、持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

(2) 質問の提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示日から平成29年5月17日(水)17時00分までに提出すること(持参による場合は各日9時00分から17時00分まで)。

(3) 質問に対する回答

質問者に対しては、ファクシミリにより回答する。なお、質問に対する回答書は、平成29年5月18日(木)17時00分までに札幌市建設局ホームページ(7(2)に掲げるURL)に掲載する。

以上